



食安基発第 0602001 号

平成 21 年 6 月 2 日

各 〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課長

おもちゃに係る改正に関する Q & A の一部改訂について

平成 20 年 4 月 16 日付け食安基発第 0416001 号「おもちゃに係る改正に関する Q & A について」により通知した Q & A の一部について、今般、法令適用に係る明確化を図るべく別添のとおり記載の整備を行ったので、基管下関係事業者への周知、指導方宜しく願います。

なお、上記通知のほか、平成 20 年 7 月 7 日付け食安発第 0707001 号基準審査課長通知「おもちゃに係る改正に関する Q & A について (その 2)」及び平成 20 年 7 月 7 日付け食安発第 0812001 号基準審査課長通知「おもちゃに係る改正に関する Q & A について (その 3)」を発出しているところであるが、現在、これらにつき全般的な改訂作業を進めており、追って発出予定であることを申し添える。

Q30 新たに指定おもちゃとなった乳幼児向けのおもちゃには、いつからどのような義務がかかるのか。

A30 現行、指定おもちゃとなっている乳幼児向けのおもちゃには、乳幼児がそれを口に接触することによる衛生上の危害の防止を図るため、基本的に飲食器等に準じた規制（食品衛生法第 62 条第 1 項で準用する第 16 条、第 18 条、第 27 条、第 50 条第 2 項及び第 3 項等）がなされています。

平成 20 年厚生労働省令第 66 号による改正後の食品衛生法施行規則第 78 号の規定により、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃについても、施行日（平成 20 年 5 月 1 日）以降、同様の規制が適用されることとなります。その規制の対象としては、施行日前に製造され、又は輸入されて現に国内で流通しているもの等も含まれます。

このため、平成 20 年 5 月 1 日以降、指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃを製造、輸入、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）又は営業上使用する事業者に対しては、

- ① 有毒・有害な物質が含まれること等により、乳幼児の健康を損なうおそれがある指定おもちゃの販売等の禁止*（第 16 条関係）
- ② 販売の用に供し、又は営業上使用する指定おもちゃに係る輸入の届出（注：平成 20 年 4 月 30 日以前に輸入した指定おもちゃについて、遡って届出が求められるものではありません。）（第 27 条関係）
- ③ 条例で定められた管理運営基準に基づく、指定おもちゃに関して消費者から寄せられた食品衛生上の危害（医師の診断を受けたものに限る。）に関する情報及び食品衛生法に違反する指定おもちゃに関する情報の保健所等への速やかな報告（第 50 条関係）

等の義務が課されています。

なお、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃのうち、平成 20 年 9 月 30 日までに製造され、又は輸入されたものについては、第 18 条第 2 項（適用される規格に適合しない指定おもちゃの販売等の禁止、基準に合わない方法による製造の禁止）の規定は適用されません。

* 規格不適合ではない場合又は第 18 条第 2 項の規定が適用されない場合でも、有毒・有害な物質が含まれること等により乳幼児の健康を損なうおそれがある指定おもちゃに該当する可能性はあります。